

# 市内での新規創業を応援します

令和6年度  
制度開始

## (犬山市創業支援補助金)



### 補助金利用者の声！

- ✓自分の計画作成を伴走型で作成支援してもらえて良かった
- ✓診断士の先生がとても親身に相談に乗ってくださり、大変感謝しています
- ✓自分で頼むと高額になる診断士の相談を無料で受けられて、さらに補助金ももらえて非常に助かった
- ✓この補助金があるから犬山市で創業しようと思った

### 概要

補助率：補助対象経費の**2分の1**以内  
上限額：最大**100万円**

### 対象者

次の①～⑤すべてを満たす方

- ①**市内**に事業所を設置し創業すること
- ②個人事業主は**市内在住**であること
- ③創業から**3年以上**継続して事業を行う予定であること
- ④**特定創業支援等事業(※裏面)**を受けた証明があること
- ⑤中小企業無料相談を受け**創業計画書**を作成していること

### 対象経費

- ①店舗・事業所の開設に伴う内外装等の**工事費用**
- ②事業に必要な機械装置・器具・備品等の**購入費用**
- ③創業・法人設立に伴う**申請資料作成費用**
- ④販路開拓に係るパンフレット作成等**広報費用**

### 移住支援加算

さらに…  
市外から移住して創業する方には  
引越し費用／家賃不動産取得費用  
最大**110万円**の加算

★創業事業に着手する前に、事業認定を受ける必要があります  
★手続きの流れは、裏面をご覧ください

●問い合わせ先 犬山市経済環境部産業課 (市役所3階)

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地

電話：0568-44-0340 (直通) メール：040900@city.inuyama.lg.jp

市ホームページはこちら



# 犬山市創業支援補助金 手続きの流れ

## STEP 1

市内での新規創業を予定している方が制度活用の検討 産業課へ相談

産業課による簡単な聞き取り・補助制度の説明・対象適否の確認

『①犬山市特定創業支援等事業』の受講の有無を確認

受講していない

受講した

### ①犬山市特定創業支援等事業の受講

犬山商工会議所が実施する  
個別相談・個別指導(随時)

または

とうしゅん創業塾(年1回)  
※東春信用金庫実施

または

西尾張創業塾(年1回)  
※いちい信用金庫実施

受講の証明を犬山市へ申請

### ②犬山市版 創業計画書の策定

産業課へ中小企業経営相談  
相談申込書の提出

担当の中小企業診断士と共に  
犬山市版 創業計画の策定

※(公社)愛知県中小企業診断士協会  
より担当の診断士を選定します

①と②完了後、STEP2へ

## STEP 2

STEP1完了後、  
補助事業者の認定の申請を提出

受付・審査(市役所)

認定決定(※1)

補助事業着手(創業準備)

創業(営業開始)

補助金交付申請 提出(※1)

受付・審査(市役所)

補助金交付決定

※30日以内

実績報告書 提出

補助金交付(※2)

認定を受けた事業内容を変更したい

変更計画の作成  
(中小企業診断士の支援が必要)

変更認定申請 提出

受付・審査(市役所)

変更認定決定

変更事業着手

(※1)認定決定から1年以内に交付申請する  
必要があります

(※2)移住支援加算の家賃補助については  
創業から12ヶ月分の家賃支払い後交付  
となります

補助対象期間